

# 松浦 商工会議所NEWS

令和2年10月30日発行

## 第46号

発行:松浦商工会議所  
長崎県松浦市志佐町浦免1807  
TEL 0956-72-2151  
FAX 0956-72-0199

### 今号の主な内容

- ・松浦商工会議所創立30周年記念事業延期のお知らせ
- ・日商よりマル経資金関係で表彰状を授与！
- ・11月は「労働保険適用推進強化期間」です
- ・長崎県／最低賃金の改定
- ・補助金等の支援情報
- ・新入会員紹介
- ・検定試験情報
- ・中小企業相談所からのお知らせ
- ・YEGコーナー
- ・女性会コーナー
- ・法律コラム
- ・小規模企業共済制度
- ・各部会情報（部会長あいさつ、役員紹介）

## 「松浦商工会議所創立30周年記念事業」延期のお知らせ

今年12月5日（土）に予定しておりました当所創立30周年の記念事業（式典・講演・祝賀会）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、来年に

延期となりました。

なお、記念誌は今年度中に発行する予定です。

## 日商よりマル経 資金関係で表彰状を授与！

小規模事業者経営改善資金融資制度（通称：マル経）を通じて事業者の経営力強化に力を尽くした業績に対し、日本商工会議所より表彰されました。



から、職権の行使を含む積極的な加入勧奨により、労働保険の未加入事業場をなくすための対策（労働保険未手続事業一掃対策）を進められています。まだ、加入手続がお済みでない事業主の方は早急な手続をお願いします。

加入手続は、労働基準監督署・ハローワークにおいて事業主が直接行う外、事業主団体からなる「労働保険事務組合」へ事務を委託する方法があります。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（TEL 095-801-0025）又は最寄りの労働基準監督署・ハローワークへご相談下さい。

## 11月は「労働保険適用 用推進強化期間」です

～労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。～

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用する事業主は、法律により労働保険への加入が義務づけられています。

労災保険は、労働者が仕事や通勤途中で事故にあった場合に、被災された方や遺族の方を保護するために雇用保険は、労働者が失業した場合に、失業手当等を給付したり、再就職を促進するために必要な給付が行われています。

長崎労働局では、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平及び労働者の福祉の向上等の観点

.....長崎県の.....

かならず チェック！

**最低賃金**

令和2年10月3日より

**793円** (時間額)

使用者も、労働者も。

お問合せ先

- 長崎労働局労働基準部賃金室  
TEL 095-801-0033
- 最低賃金に関する特設サイト  
URL <https://pc.saiteichingin.info/>



## 「国の補助金情報」 小規模事業者持続化補助金 【コロナ対応型】最終公募について

◆**受付期限** 令和2年12月10日（必着）  
小規模事業者が活用できる補助金として、圧倒的  
人気を誇る小規模事業者持続化補助金。

特に、【コロナ特別対応型】は【一般型】と比  
較し好条件となっています

主な違い



①補助限度額が2倍（100万円）

②補助率がアップ（3/4補助）

※②は条件があります

松浦市内の小規模事業者においても、多数利用  
されている制度ですので、新たな販路拡大を目指  
す事業者の方はぜひ挑戦してみませんか？

当所においても、申請に向けてのサポートを行  
います。

※ 注意

本補助金は、給付金ではありませんので、審  
査があり、不採択になる場合があります。

補助事業遂行の際には、自己負担が必要とな  
り、原則後払いです。

本補助金申請を希望される方は、早めに商工  
会議所へご相談ください。

## 「雇用調整助成金に関する 延長措置のご案内(コロナ関連)」

9月末に期限を迎える予定であった雇用調整助  
成金の特例措置、緊急雇用安定助成金、新型コロナ  
ウイルス感染症対応休業支援金・給付金につい  
ては、本年12月末まで延長となりました。



## 専門家による相談事業の ご案内

### 1. 経営アドバイザー巡回相談事業

新型コロナ影響により、経営に打撃を受けた事  
業者の経営維持・経営力強化を支援するために、  
この度2名の専門家を招聘し巡回訪問にて経営ア  
ドバイス等を行う事業を行っています。

相談内容に関しては、松浦商工会議所、松浦市  
福鷹商工会、各種専門家と連携を図りながら、課  
題解決のためのサポートを行っています。

相談ご希望の方は下の申込先（支援機関）にご  
連絡ください。なお、巡回する下記の担当専門家  
が直接お電話差し上げることもありますのでご注  
意ください。

### ●実施期間

令和2年8月26日～令和2年12月25日

### ●事業主体

松浦市中小企業コロナ対策経営支援センター  
（松浦商工会議所内）

### ●担当専門家

- ・松永千登勢氏（行政書士）
- ・佐貫暢治氏（行政書士）

### 2. 新型コロナウイルス感染症の影響による経営相談を、 あらゆる専門家を招いて指導を受けることが できます。

- 例) コロナ禍の中での利益確保をどうすればよ  
いかわからない
- 例) 持続化補助金に挑戦したいが書き方がわか  
らない
- 例) 資金繰りが大変で経営活動に支障がある
- 例) 給付金等を受け取った後の税務申告が心配  
など、個々の事情に応じた専門家を派遣し  
ます

上記1. 2について相談希望の方は、松浦商工  
会議所へお電話又はメールをお願いします。

○申込電話 0956-72-2151

○申込メール mcci@e-matsuura.jp

## 各種支援制度に関する 緊急相談窓口をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、給付金や補助金などの各種支援制度や融資等の申込を検討されている事業者の皆様、専門家が活用方法をアドバイスするとともに、申請等に必要書類作成などを支援する緊急相談窓口が設置されています。

○支援内容／各種給付金、補助金、融資等の申請書類作成など

○相談料／無料（1事業者につき3回まで）

○相談申込先／

九州北部税理士会長崎県地区連絡協議会

電話 095-821-0600

FAX 095-821-0924

mail nz821600@gold.ocn.ne.jp

一般社団法人長崎県中小企業診断士協会

電話 095-832-7011

FAX 095-832-7012

mail pres@nagasaki-smeca.net

○支援期間／令和2年12月20日まで



長崎県経営支援課 緊急相談窓口 検索

## 新型コロナウイルス感染症の 影響による離職者の 雇用促進に係る支援制度

### ～長崎県離職者雇用促進助成金～

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方を期間の定めのない労働者として雇い入れ、事業の継続・拡大を図る中小企業事業主に対して、助成金が支給されます。

### ・支給額

対象者1人につき30万円

### 【条件】

- ・3か月以上雇用した者に限る。  
※10月9日以前に雇用した場合は令和3年1月9日時点で継続して雇用していること。
- ・1事業所あたり2人までとする。
- ・対象者を雇入れてから3ヶ月の間に対象者に支払われた賃金が1人あたり30万円を下回る場合は、その額を上限とする。
- ・支給要件
  1. 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した対象者を令和2年12月11日までに、正規雇用（無期雇用）したこと。  
※新型コロナウイルス感染症に関係なく離職した労働者は対象外となります。
  2. 対象者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること。
  3. 対象者の主たる勤務地は、県内の事業所であること。
  4. 対象者の雇入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日からを交付請求日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。
  5. 対象者が雇入れた日から3ヶ月を経過する日までに離職していないこと。  
※令和2年10月9日以前に雇入れている場合は、令和3年1月9日時点で離職していないこと。
  6. 長崎県税の未納がないこと。

### 【申請期限】

申請：令和2年12月18日金曜日まで（必着）

請求：令和3年3月17日金曜日まで（必着）

### 【提出・問い合わせ先】

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

電話 095-895-2714

## 業務改善助成金について

### ・制度概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の

#### <助成金コースの一覧>

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率			
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)			
		2～3人	40万円					
		4～6人	60万円					
		7人以上	80万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)		
		2～3人	50万円					
		4～6人	70万円					
		7人以上	100万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)	
		2～3人	90万円					
		4～6人	150万円					
		7人以上	230万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円				以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)
		2～3人	150万円					
		4～6人	270万円					
		7人以上	450万円					

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 850円未満コースの対象は、地域別最低賃金850円未満の、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の31県のうち、事業場内最低賃金850円未満の事業場に限り、(令和2年10月現在)

### ・支給の要件

1. 賃金引上計画を策定すること

生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)

2. 引上げ後の賃金額を支払うこと
3. 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと  
(1) 単なる経費削減のための経費、(2) 職場環境を改善するための経費、(3) 通常の事業活動に伴う経費などは除きます。
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないことなど

その他、申請に当たって必要な書類があります。

### ・助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算

出した額が助成されます（千円未満端数切り捨て）。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

・生産性向上に資する設備・機器の導入例

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 など

・生産性要件

生産性を向上させた企業が業務改善助成金を利用する場合、その助成率を割増します。

※令和2年度の申請締切は、令和3年1月29日です。

※本助成金は予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集が終了される場合があります。

・お問い合わせ先（申請窓口）

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）  
業務改善助成金の申請受付は、各都道府県労働局雇用環境・均等部室で行っています。

★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました  
事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
Auto rising	岩永 隼紀	志佐町	車両販売整備業
榊屋養殖	榊屋 勝	星鹿町	農林水産業
有田商店	有田 喜博	調川町	小売業
株式会社Ange	久枝 啓介	志佐町	設備業

(R2.6.30~R2.10.2)

さい。

■珠算能力検定（日本珠算連盟）

【日程】

◆第221回 1～10級

- ・実施日 令和3年2月14日（第2日曜日）
- ・申込期間 令和2年12月7日（月）～  
令和3年1月14日（木）
- ・合格発表 令和3年2月19日（金）～

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を18名とします。

定員になり次第締め切ります。ご了承ください。

～(検)定試験情報～

■簿記検定（日本商工会議所）

【日程】

◆第157回 1～3級

- ・実施日 令和3年2月28日（第4日曜日）
- ・申込期間 令和2年12月21日（月）～  
令和3年1月29日（金）
- ・2級・3級合格発表  
令和3年3月15日（月）～
- ・1級合格発表  
令和3年4月19日（月）～

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を18名とします。

定員になり次第締め切ります。ご了承ください。

簡単アプリでスムーズな  
労務管理術セミナー!

このコロナ禍において、しっかりとした労務管理体制を構築しておくことは、「各種助成金への申請の円滑化」や「従業員の適材適所への配置」など大切な従業員を守るためには非常に重要なものです。管理をおろそかにしていたことで、従業員とのトラブルや助成金が受け取ることができなくなるなど、様々な弊害が起きかねません。

今回のセミナーでは、働き方改革に対応するための労務管理について、便利なアプリを用いて管理する方法を学びます。

アプリ等による労務管理を行うことで、複雑で時間がかかる労務管理時間を削減するとともに、ミスを防ぐことに役立てていけるものと考えています。

日 時 令和2年11月26日(木)  
18:30~20:30  
会 場 松浦シティホテル2Fホール  
主 催 松浦商工会議所  
講 師 クラウド活用専門家 高島卓也氏  
備 考 専用のチラシ及びHPをご覧ください。

税務署での相談は、

## 事前の予約をお願いします。

税務署では、面接相談の事前予約制を実施しております。  
電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など)については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。  
なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記Step2において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

### Step1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30~17:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)  
※ 電話番号は裏面をご覧ください。

### Step2

音声案内に従い「2」を選択  
※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「\*」「#」を押してから番号を選択してください。

- 1 電話相談センター
- 2 申告相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等
- 4 納税の猶予制度についてのご相談等

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

### Step3

税務署の職員が応答しますので、「面接相談の事前予約である旨」をお伝えください。  
職員が、「氏名」「住所」「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。  
また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

福岡国税局・税務署

## YEGコーナー

### モノづくり体験を実施

8月22日(土)に松浦市が主催で四季の森石倉(松浦市今福町木場免)において「森林・木工体験教室」に共催し、「モノづくり体験」を実施しました。新たな発見や学びに触れ、モノを作る事に対する興味や関心、理解を得ることを目的として、来場した子ども達にMy箸づくり、かんなくずを用



いたアジフライモニュメント製作を体験してもらいました。

## 長青連第26回会員大会が松浦YEG主管で開催

9月3日(木)に、長崎県内の商工会議所青年部が一堂に会して開催される、長崎県商工会議所青年部連合会第26回会員大会が松浦YEG主管で開催されました。

今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、松浦会場をメイン会場・他のYEG会場はサテライト会場としてwebで繋がりリモート開催ということで初めての試みでしたが、松浦YEGが一丸となって大会に臨みましたが、懇親会もリモート開催でしたが、事前にサテライト会場に送っていた「アジフライ」を堪能いただき、参加者からは大変おいしいと講評を得ました。



## 9月例会「松浦未来ワークショップ」を開催

9月30日(水)に、9月例会「松浦未来ワークショップ」が開催されました。ワークショップを通して、それぞれの想いを共有し、まちづくりに対する当事者意識を生むことで今後の政策提言に向けた士気を高めることを目的に、3つのグループに分かれ活発な意見が飛び交う例会となりました。そのほかにも、YEG独自のホームページ製作に対する意見交換や、会員企業の事業内容や商品などについて発表する会員企業アピールタイムも開催されました。



## 女性会コーナー

### 女性会七夕飾り

松浦商工会議所女性会（会長 湯浅 恵美子氏）は、令和2年7月30日(木)に、毎年恒例の七夕飾りを景観づくりと地域活性化を図ることを目的として実施しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の為、規模を縮小し、昨年、12月に松浦市とオーストラリア・マッカイ市の姉妹都市提携30周年記念事業としてリニューアルした松浦中央公園（シスター・パーク）、松浦商工会議所に笹竹を設置しました。

笹竹には、女性会会員と地域住民手作りの笹飾りや、コロナ終息を願うアマビエ飾り、手書きの短冊には、市内商店街の賑わい・活性化・商売繁盛の思いを込めて飾りました。



出島メッセ長崎は、学会、大会、国際会議、展示会、イベントなど、国内外から人が多く集まる機会、通称、MICEの開催を創出する施設。MICEの開催で経済効果、新たなビジネス機会の創造、都市競争力・ブランド力向上の3つの効果が期待できる。

長崎恐竜博物館・出島メッセ長崎は、2022年に開通予定の長崎新幹線に先駆けて建設し、相乗効果に期待されていた。

視察研修では、長崎ペンギン水族館、長崎市歴史文化博物館、伊王島灯台、遠藤周作文学館を視察しました。

この研修を通して、現在、松浦でも西九州自動車道の建設が行われている。現状は、コロナで他県からの観光客の集客は、難しいが、開通を見据えた、新しい観光地の誘致・観光客の集客のための事業を計画・実行することが今後の松浦市の発展・経済の活性化へ繋がると感じ、今後、地元松浦の地域振興・活性化の取組みを行う上で大変有意義な視察研修となりました。



### 長崎視察研修会

令和2年7月12日（日）～13日（月）に、長崎市の視察研修会を湯浅会長、他9名の参加で実施しました。

研修会として「2021年10月野母崎にオープン予定の（仮称）長崎恐竜博物館」と「2021年11月オープン予定の出島メッセ長崎」について、長崎市役所の各担当の方よりお話を伺いました。

恐竜博物館が長崎市に開館が決定したのは、「恐竜」の名付親が、日本古生物学の父である、横山又二郎が長崎市出身であったこと。国内初の10m級のティラノサウルス科の化石が長崎半島で発見されるなど、国内でも有数の差関山地であり、また、恐竜が世界的にも人気で、集客効果が非常に高いということでした。



安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

## 1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

## 2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

## 3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



Be a Great Small.  
中小機構

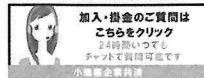
～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



## 法律相談コラム

### ◆新規の取引先の調査は、 まず法人番号と商業登記から◆

Q 新規の取引先の開拓を心がけています。新規の取引の際、先方の調査をするときはまず何をすればよいですか。

A 入口としての調査として、(1)法人番号を利用した基本情報の確認、(2)商業登記の確認、について説明します。

本格的な調査は、企業信用調査会社の利用などを検討してください。ただ費用もそれなりにかかりますので、その前段階の調査として、今回の記事を参考にいただければと思います。

さて、新規の取引を検討する際、名刺やパンフレットなどで、先方の会社名が表示されていると思います。そうしましたら、

(1)国税庁の「法人番号公表サイト」

(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で、名称を入力して検索(※同サイトはスマートフォンでも利用可能)

をしてみてください。これにより、商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号(以上を「基本3情報」といいます)を確認することができます。

これによって何が分かるかというと、「その法人が登記上存在しているかどうか」です。当たり前と思うかも知れませんが、詐欺的な取引だと、極端な場合には法人自体が登記上存在していない場合もあります。

さて、上記の基本3情報がわかると、それをもとに法人の商業登記を取得することができます。そこで、

(2)基本3情報をもとに、法務局で、商業登記のうち「履歴事項証明書」の取得をさせていただきます。法人の登記には「現在事項証明書」「履歴事項証明書」がありますが、新規取引先の調査であれば後者の方がよいでしょう。その理由は、後述

します。

法人の登記を取得すると、登記事項がわかります。具体的には、基本3情報のほかに、会社成立年月日、目的(事業内容)、資本金の額、役員の氏名(代表取締役については住所も)・就任年月日などがわかります。

そして、「履歴事項証明書」を取得すると、これらの変更の経過も分かります。

もちろん上記の情報量は限られていますが、それでも重要な情報が分かる場合もあります。例えば、ある時点で本店所在地・目的・役員構成などが一気に変更されている会社は、その時期に何か大きな変動があったことが推測できます。

ちなみに、商業登記の確認は、法務局で証明書を取得する方法のほかに、「登記情報提供サービス」

(<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>)を利用してオンラインで閲覧する方法もあります。

ところで、新規の取引にあたっては、先方の会社のWebサイトも、もちろん確認されると思います。ただ、言わずもがなですが、Webサイトの見栄えが良いことと、取引相手として信用できるかどうかは別の事柄です。賃料が高そうなオフィスビルに入居していることが信用度に結びつくか、という点と似ていますね。

新規の取引先との取引は、お互いに相手の信用度をはかりながら、徐々に取引を拡大していくのがセオリーだと思います。その入口として、参考になれば幸いです。

疑問や懸念がある場合は、早めに弁護士等の専門家にご相談なさってください。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1  
弁護士法人いまり法律事務所  
弁護士 环 悠樹【文責】



(注)本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。